令和７年度

# 阪神国際港湾株式会社
# 事　　業　　概　　要

港　　湾　　局

# 目　次


頁

Ⅰ　設立趣旨 …… 1

Ⅱ　概要

1　社名 …… 2

2　本社所在地 …… 2

3　設立年月日 …… 2

4　資本金及び資本準備金 …… 2

5　株主 …… 2

6　機構 …… 3

7　社員数 …… 4

8　役員 …… 4

Ⅲ　定款 …… 5

Ⅳ　令和６年度事業報告

1　事業実績の概要 …… 14

2　投資の状況 …… 17

3　損益計算書・貸借対照表 …… 18

（参考）損益明細書 …… 20

Ⅴ　令和７年度事業計画

1　事業計画の概要 …… 21

2　事業計画 …… 24

3　予定損益計算書・予定貸借対照表 …… 29

（参考）予定損益明細書 …… 31

Ⅵ　主要事業の推移（令和４年～令和６年）

1　阪神港コンテナ個数 …… 32

2　阪神港取扱貨物量 …… 33

3　阪神港内航フェリー埠頭利用実績 …… 34

（参考）財務状況推移 …… 35

（参考）埠頭位置図 …… 36

# Ⅰ　設立趣旨

当会社は、国の国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、阪神港の国際競争力の強化に向け、民の視点による効率的かつ一体的な港湾運営をさらに推進するために、平成 26 年 10 月 1 日に神戸・大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社として業務を開始した。

その後、同年 11 月に港湾法で定める本則の港湾運営会社の指定を受け、同年 12 月には国及び民間からの出資を受け入れ、日本初の「特定港湾運営会社」となった。

アジア諸港との港湾間競争の激化、さらにはメガキャリアによるコンテナ船の大型化や共同配船等による国際基幹航路の再編など取り巻く環境が急速に変化する中、阪神港が今後も日本のハブポートとしてその役割を最大限発揮していくことこそが、西日本経済の発展、ひいては国民生活の向上には不可欠である。

そのために、当会社は、阪神港の外貿埠頭及びフェリー埠頭の管理運営を通じて、阪神港の物流機能の強化に努めるとともに、国や港湾管理者、阪神港に関わる物流事業者の方々との連携のもと、取扱貨物量の増加に向けた取り組みを効果的に展開していく。

**【沿革】**

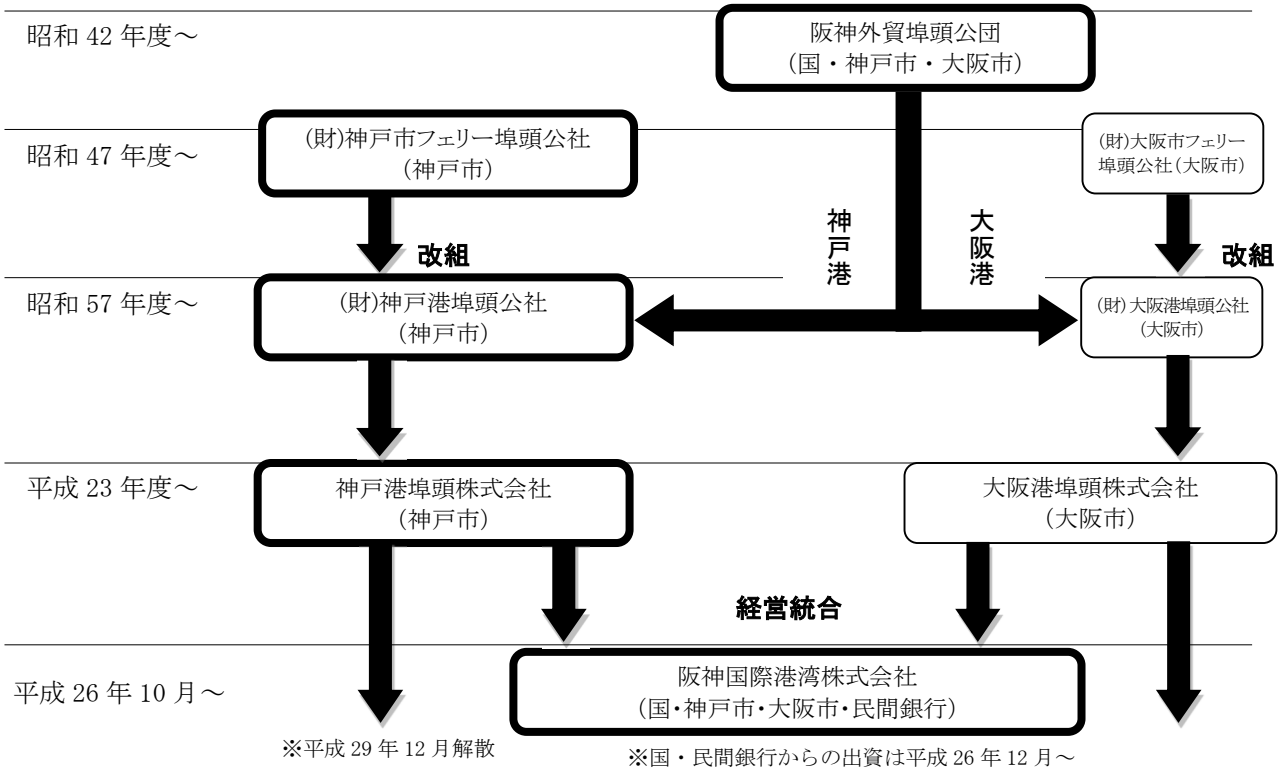


（　）内は出資（出捐）者

# Ⅱ　概　要

## １　社　名

阪神国際港湾株式会社

（英文）Kobe-Osaka International Port Corporation

## ２　本社所在地

神戸市中央区御幸通８丁目１番６号　神戸国際会館 20 階

## ３　設立年月日

平成 26 年 10 月 1 日

## ４　資本金及び資本準備金

資本金　　７億 3,000 万円

資本準備金　７億 3,000 万円（出資金総額　14 億 6,000 万円　うち、神戸市出資額４億 5,000 万円）

## ５　株　主

| | |
|---|---|
| 財務大臣 | 10,000 株 |
| 神戸市 | 9,000 株 |
| 大阪市 | 9,000 株 |
| 株式会社三井住友銀行 | 800 株 |
| 株式会社みずほ銀行 | 200 株 |
| 株式会社三菱 UFJ 銀行 | 200 株 |

## ６　機　構

阪神国際港湾株式会社　組織図（令和7年7月1日現在）

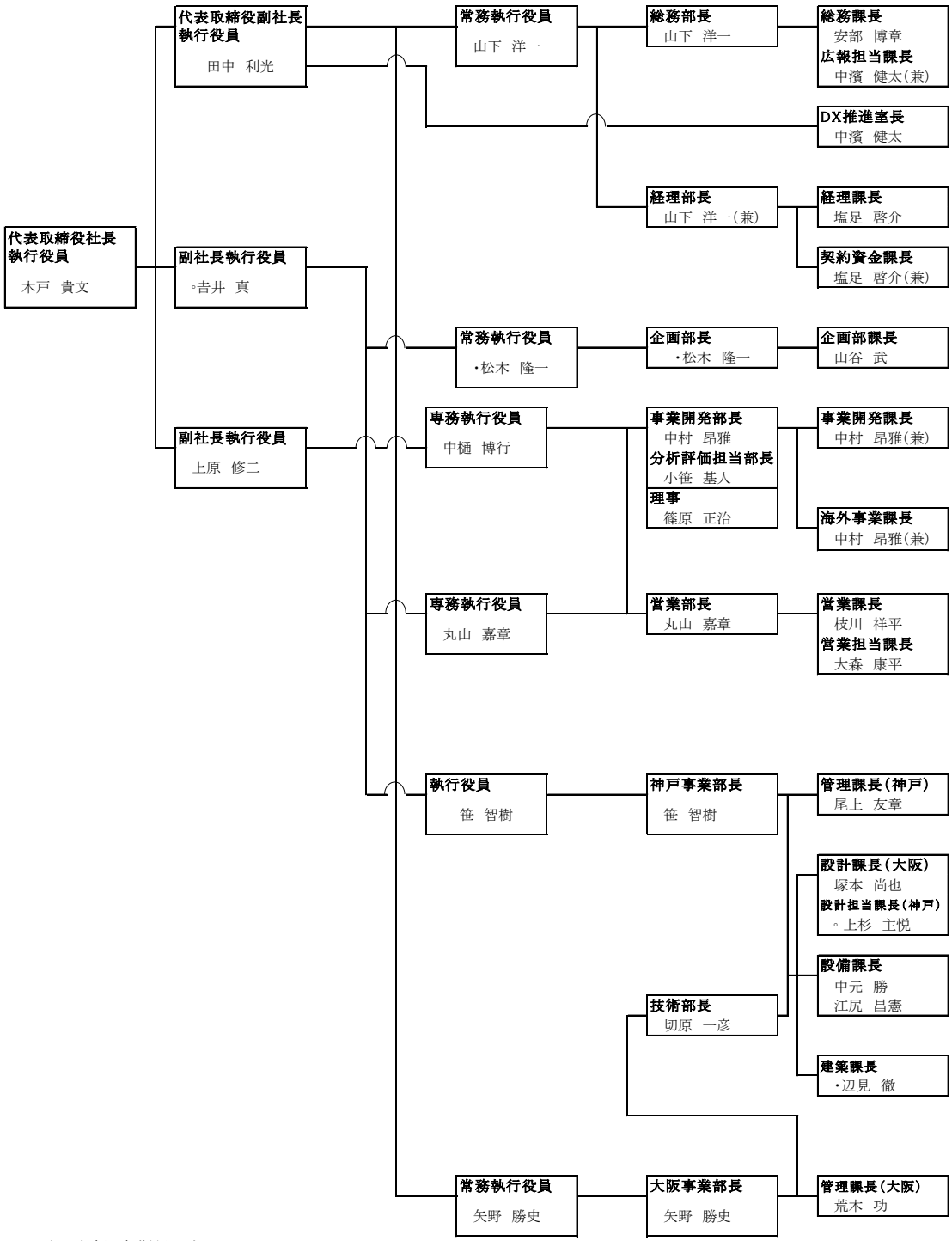


・印は本市派遣職員を示す
◦印は本市を退職した職員を示す

## 7　社員数

（令和7年7月1日現在）

| 部　名 | 課　名 | 執行役員 | 部　長 | 課　長 | 課長代理 | 係　長 | 係　員 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総　務　部 | 総務課 | 1 | 0 | 2 | 1 | 4 | 4 | 12 |
| 経　理　部 | 経理課 | | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | 5 |
| | 契約資金課 | | | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 企　画　部 | | 1 (1) | 0 | 1 | 0 | 2 (1) | 3 | 7 (2) |
| 事業開発部 | 事業開発課 | 1 | 3 | 0 | 1 | 2 | 3 | 10 |
| | 海外事業課 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 営　業　部 | 営業課 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 3 | 7 |
| 神戸事業部 | 管理課 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 3 | 8 |
| | 設計課 | | | 1 | 2 (1) | 1 | 1 | 5 (1) |
| | 設備課 | | | 1 | 3 (2) | 1 | 2 | 7 (2) |
| | 建築課 | | | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 大阪事業部 | 管理課 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 3 | 8 |
| | 設計課 | | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 5 |
| | 設備課 | | | 1 | 0 | 3 | 1 | 5 |
| | 建築課 | | | 1 (1) | 0 | 1 | 0 | 2 (1) |
| 合　計 | | 6 (1) | 4 | 13 (1) | 14 (3) | 22 (1) | 28 | 87 (6) |

注1.(　)内は本市派遣職員数を内数で示す。

注2. 役員は含まない。

## 8　役　員

（令和7年7月1日現在）

| 役　職 | 氏　名 | 備　考 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 木戸貴文 | |
| 代表取締役副社長 | 田中利光 | |
| 取締役副社長 | 吉井真 | |
| 取締役専務 | 中樋博行 | |
| 取締役 | 長谷川憲孝 | 神戸市港湾局長 |
| 取締役 | 中小路和司 | 大阪港湾局長 |
| 取締役 | 大脇崇 | 公益社団法人日本港湾協会理事長兼副会長 |
| 取締役 | 伴野拓司 | 日本郵船株式会社常務執行役員 |
| 取締役 | 黒田晃敏 | 一般社団法人日本港運協会理事長 |
| 取締役 | 須藤明彦 | 株式会社大森廻漕店代表取締役会長 |
| 監査役 | 森脇肇 | |
| 監査役 | 小林潔司 | |

# Ⅲ　定　款

## 第１章　総則

（商号）

第１条　　当会社は、阪神国際港湾株式会社と称する。英文ではKobe-Osaka International Port Corporation と表示する。

（本店の所在地）

第２条　　当会社は、本店を神戸市に置く。

（目的）

第３条　　当会社は、次の事業を営む。

1. 外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
2. 外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の円滑な利用を促進するために必要な施設の建設、賃貸及び管理運営
3. コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
4. 港湾施設の設計、施工、監理及び管理運営
5. 港湾振興に寄与する集荷・集客促進事業の実施
6. 港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための調査・研究等
7. 海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査
8. 前各号の事業に附帯する事業
9. 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業

（機関）

第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

## 第２章　株式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、1,000,000 株とする。

（株券の不発行）

第７条　　当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第８条　　当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する株式の売渡請求）

第９条　　当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（基準日）

第１０条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役会の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告する。

（株主割当てによる募集株式の発行）

第１１条　株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第 199 条第 1 項各号に掲げる募集事項及び第 202 条第 1 項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

（株式取扱規則）

第１２条　当会社の株式の譲渡承認手続き、株主名簿への記載又は記録、株主のなすべき届出その他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

## 第３章　株主総会

（株主総会の招集）

第１３条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集することができる。

（株主総会の招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

２　社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会の招集手続）

第１５条　株主総会を招集するには、会日の 1 週間前（書面投票又は電子投票を認める場合は 2 週間前）までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ないで株主総会を開催することができる。

（株主総会の決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

（株主総会の議事録）

第１８条　株主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し､株主総会の日から 10 年間本店に備

え置く。

（株主総会の決議の省略）

第１９条　当会社は、取締役又は株主が株主総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

## 第４章　取締役

（取締役の員数）

第２０条　当会社の取締役は、１０名以内とする。

（取締役の選任）

第２１条　取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

２　前項の決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２２条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２３条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長を選定し、必要に応じて、会長その他の役付取締役を定めることができる。

３　社長は、当会社を代表する。

４　社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

（業務執行）

第２４条　社長は、当会社の業務を統轄し、他の取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

２　社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順位に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

（取締役の責任免除）

第２５条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（非業務執行取締役との責任限定契約）

第２６条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役（以下「非業務執行取締役」という。）との間で、同法第 423 条第 1 項に定める責任に関し、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

（取締役の報酬等）

第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議により定める。

第５章　取締役会

（取締役会の招集権者及び議長）

第２８条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

２　社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集手続）

第２９条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第３０条　取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることがで

きる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第３１条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第３２条　取締役会における議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。

（取締役会規則）

第３３条　当会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、取締役会の定める取締役会規則による。

第６章　監査役

（監査役の員数）

第３４条　当会社の監査役は、３名以内とする。

（監査役の選任）

第３５条　監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

（監査役の任期）

第３６条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（常勤監査役）

第３７条　監査役は、監査役の互選によって常勤監査役を定めることができる。

（監査役の責任免除）

第３８条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（監査役との責任限定契約）

第３９条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める責任に関し、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

（監査役の報酬等）

第４０条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

## 第７章　会計監査人

（会計監査人の員数）

第４１条　当会社の会計監査人は、２名以内とする。

（会計監査人の選任）

第４２条　会計監査人は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

（会計監査人の任期）

第４３条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の責任免除）

第４４条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（会計監査人の報酬等）
第４５条　会計監査人の報酬等は、取締役が監査役の同意を得て決定する。

## 第８章　計算

（事業年度）
第４６条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（剰余金の配当）
第４７条　当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して、剰余金の配当を行うことができる。
２　前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）
第４８条　配当金がその支払提供の日から満３年を超過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２　前項の未払配当金には利息を付けない。

## 第９章　法令の準拠

（法令の準拠）
第４９条　本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

## 附則

（設立の際に発行する株式の数）
第１条　当会社の設立時発行株式の数は 18,000 株、その発行価額は１株につき金５万円とする。

（最初の事業年度）
第２条　当会社の最初の事業年度は、第４６条の規定に関わらず、当会社成立の日から平成 27 年３月 31 日までとする。

（設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人）

第３条　当会社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人は、次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 取締役 | 犬伏　泰夫 |
| 取締役 | 川端　芳文 |
| 取締役 | 寺本　良平 |
| 取締役 | 中村　光男 |
| 取締役（社外取締役） | 德平　隆之 |
| 取締役（社外取締役） | 吉井　真 |
| 監査役（社外監査役） | 黒田　勝彦 |
| 監査役（社外監査役） | 森脇　肇 |
| 会計監査人 | 新日本有限責任監査法人 |

（設立時代表取締役）

第４条　当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 設立時代表取締役 | 犬伏　泰夫 |
| 設立時代表取締役 | 川端　芳文 |

上記定款は、大阪市住之江区南港北二丁目１番 10 号大阪港埠頭株式会社及び神戸市中央区浜辺通五丁目１番 14 号 神戸港埠頭株式会社を共同新設分割して当会社を設立するにつき作成したものであって、会社分割が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

# Ⅳ　令和６年度事業報告

## １　事業実績の概要

国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、民の視点による効率的な港湾運営を推進するため、平成 26 年 10 月 1 日に神戸・大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社を設立した。港湾運営会社として阪神港を一元的に運営することで、トータルコスト削減等の効率化を図るとともに、阪神港利用者のサービス向上に取り組んでいる。また、国及び両港湾管理者との協働体制のもと、「集貨」・「創貨」・「競争力強化」を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策の一翼を担う組織として、阪神港の国際競争力強化に向けた取り組みを進めている。

令和６年度の国際海上コンテナ物流は、スエズ運河の航路迂回やパナマ運河の渇水等によるスケジュール乱れを原因として、大きな影響を受けた。阪神港においては、これらの影響に加えて中国経済の低迷もあり、令和６年の外貿コンテナ貨物量は前年比 0.4 パーセント減と、コロナ禍以降、依然として厳しい状況が続いている。

このような状況の中、当社は西日本の拠点港として、国民生活や経済活動に必要不可欠である物流を支え、また日本のサプライチェーンを第三国に委ねることなく国際物流機能を確保するために、阪神港として、以下の施策に取り組んできた。

### (1) 国際コンテナ戦略港湾政策の推進

#### ア　集貨

集貨については、国際基幹航路の維持・拡大をはじめ、東南アジア等の様々な外航航路の多頻度化とともに、当社が重要なインフラとして位置づけている内航フィーダーネットワークの充実を図るため、両港湾管理者と連携した集貨施策に、引き続き取り組んだ。荷主・物流事業者に対しては、サプライチェーンの安定化を図るため、集貨事業を活用して阪神港への利用転換を促進した。

取り組みの中核となる内航フィーダーによる集貨においては、令和６年度より新たに「日本諸港利用促進事業」を開始し、九州・四国・日本海側の計 14 港の地元港湾と連携し、内航フィーダー利用促進に取り組んだ。また、阪神港と日本海側港湾（秋田、新潟、伏木富山、敦賀、舞鶴、境港）を結ぶ内航フィーダー航路において、令和６年 10 月から直江津港にも新規寄港を開始し、これらの取り組みにより、阪神港への集貨ネットワークが強化され、また輸送ルートの選択肢を増やすことで、サプライチェーンの安定化を求める国内荷主の利便性の向上に貢献した。

ポートセールス活動においては、国内では、令和５年４月に内航フィーダーが就航した熊本県（令和６年７月）及び富山県（同年 11 月）にて阪神港セミナーを開催し、荷主・物流事業者向けの集貨支援メニューの他、阪神港における「新・港湾情報システム(CONPAS)」を紹介する等、阪神港の取り組みをＰＲした。また、海外では、主要外航船社の本社に対

し、国及び横浜川崎国際港湾株式会社とともにトップセールスを実施した他、両港湾管理者と連携した海外ポートセールス活動として、インドネシア共和国ジャカルタにて神戸港セミナー（令和６年８月）等を実施した。

（財源内訳）　　（単位：千円）

| 港湾管理者<br>（負担金） | 自主財源 | 計 |
|---|---|---|
| 944,448 | 944,448 | 1,888,897 |

**イ　創貨**

創貨については、食の輸出促進を図るため、「第８回“日本の食品”輸出 EXPO」に出展するとともに、食の輸出商談会を対面及びオンラインで開催した。

また食の輸出の取り組みとして、リーファー輸出混載サービスへの支援事業を実施したことにより、神戸港で２事業者３サービスが新たに開設される等、食の輸出の利便性を向上させた。

**ウ　競争力強化**

競争力強化については、ハード面では、船舶大型化への対応やターミナル一体利用の促進による施設の効率的な運用と、外航・内航の接続性向上による積み替え機能の強化を目指し、ヤードの拡張や高規格ガントリークレーンの整備を進めるとともに、既存施設の計画的な更新を進めた。

神戸港では、ＰＣ13～17 ターミナルにおいて、蔵置能力の増強、施設の一体利用促進による利便性・生産性の向上を図り、ターミナル運営の効率化を推進するため、令和４年度からヤードやコンテナフレートステーション（CFS）の整備に取り組んだ。CFS については令和６年２月に、ヤードについては、ＰＣ13 ターミナルを同年４月に供用開始しており、令和８年６月末の全体完成に向け、着実に整備を進めていく。また、ＲＣ６/７ターミナル及び隣接するＲＳ-Ｂ/Ｃバースは、令和５年１月から一体利用を開始しており、令和６年６月には老朽化したガントリークレーン２基の撤去と、ＲＣ４/５ターミナルからの２基のガントリークレーンの移設を完了した。

大阪港では、Ｃ12 ターミナルの延伸・拡張部の整備を進め、令和７年２月に供用を開始した。

一方、ソフト面では、ゲート搬出入予約と搬出入コンテナ情報の事前入手が可能となる CONPAS の導入・普及を進めており、利便性を高めるため空コンテナの搬入出にかかる機能の導入や、ターミナル内での荷繰りを効率化する予約情報の提供について、国・両港湾管理者・ターミナルオペレーター・海貨事業者・海上コンテナ輸送事業者等とともに進め

た。神戸港ではＰＣ18 コンテナターミナルにおいて令和６年９月に、大阪港ではＣ10・Ｃ12 ターミナルにおいて同年３月に、それぞれ常時運用を開始し、利用率の拡大に向けた取り組みを進めた。

また、ＡＩターミナルの実現を目指し、国の「サイバーポート進捗管理ワーキンググループ（港湾物流分野）」に参画し、港湾物流の生産性向上を図るための検討を行った。

さらに、カーボンニュートラルポート（CNP）の実現に向け、国が実施する「阪神港における荷役機械高度化実証事業委託業務」を受託し、ＰＣ15～17 ターミナルにおいて、世界で初めてタイヤ式門型クレーン（RTG）に水素エンジン発電機を換装し、水素を燃料とした荷役機械の試運転を行う等、令和７年度の現地稼働実証に向けた準備を進めた。また、神戸港ではＰＣ13～17 ターミナル、大阪港ではＣ10～12 ターミナルにおいて、ヤード照明の LED 化を完了した。

### (2) フェリー埠頭の活性化

フェリー埠頭の活性化については、2025 年大阪・関西万博を見据え、九州・四国から阪神港へのフェリーを利用した集客の増加を目的に、両港湾管理者等と連携したプロモーションを実施するとともに、大阪南港フェリーターミナルにおいて、旅客ターミナルの内装をリニューアルした。また、大阪港国際フェリーターミナルにおいて、船舶の大型化に対応する係船柱の増設を令和６年５月に完了し、同年６月から日中間を結ぶ国際フェリーの大型新造船が就航した。

### (3) 埠頭施設の運営管理

阪神港の一元的運営については、国・両港湾管理者・大阪港の埠頭会社の施設を借り受け、効率的・機動的な運営を行うことにより、阪神港利用者のサービス向上に取り組んできた。

神戸港では、ポートアイランドにおいて、コンテナ埠頭 11 バース、ライナー埠頭 15 バース、六甲アイランドにおいて、コンテナ埠頭７バース、内航フェリー埠頭３バースの管理運営を行った。

大阪港では、咲洲において、コンテナ埠頭６バース、国際フェリー埠頭２バース、ライナー埠頭７バース、内航フェリー埠頭５バース及び大阪港総合流通センター等を、また夢洲において、令和６年５月に完成したＣ12 ターミナルの延伸・拡張部を含め、コンテナ埠頭３バース及び付帯施設の管理運営を行った。

また、当社施設と埠頭会社等から借り受けた施設の維持修繕を一元的に実施することにより、トータルコストの削減を図るとともに、機動的に借受者の要望に対応した。

### (4) 海外港湾の運営への参画

平成 30 年 12 月に議決権株式の 2.5 パーセントを取得したカンボジア王国シハヌーク

ビル港湾公社(PAS)の株主総会に参加し、現地でターミナルにおける施設の運営・運用について、意見交換を行った。

### (5) 人材育成と組織づくり

将来の当会社を担う人材育成を目指し策定した社員育成方針（キャリアプラン）に基づき、個々の社員のスキルアップや会社全体の底上げにつながる研修を実施したほか、長期的な社員育成の観点から継続して他組織への社員派遣を行った。

また、人事評価制度の取り組みをはじめ、外部委員も入れたコンプライアンス委員会の運営等、引き続きより良い組織づくりに努めた。

## 2　投資の状況

当事業年度の主な投資の状況は、下記のとおりである。

（単位:百万円、税込）

| | 地区名 | 内　容 | 実施額 |
|---|---|---|---|
| 貸付金事業 | ポートアイランド | ヤード整備 | 5,660 |
| | 六甲アイランド | 電気設備 | |
| | 咲洲 | 荷役機械 | |
| | 夢洲 | ヤード整備、荷役機械 | |
| 補助金事業 | 夢洲 | 照明設備 | 195 |
| その他事業 | ポートアイランド | ヤード整備 | 426 |
| | 六甲アイランド | 空調設備 | |
| | 咲洲 | ヤード整備、照明設備　等 | |
| | 夢洲 | ヤード整備、電気設備 | |
| 合　　計 | | | 6,281 |

## ３　損益計算書・貸借対照表

### （１）損益計算書

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、単位:円）

| 費用の部 | | 収益の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 営業費用 | 14,836,171,833 | 営業収益 | 17,694,684,828 |
| 業務管理費 | 10,581,093,149 | 埠頭営業収入 | 13,151,330,079 |
| 維持修繕費 | 1,722,920,705 | 営業雑収入 | 4,543,354,749 |
| 減価償却費 | 2,418,242,567 | | |
| 租税公課 | 113,808,434 | 営業外収益 | 120,947,868 |
| その他 | 106,978 | 受取利息 | 14,578,221 |
| | | 有価証券利息 | 2,552,472 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,133,368,218 | 受取配当金 | 41,328,000 |
| | | 業務受託収入 | 16,805,000 |
| 営業外費用 | 57,179,460 | 貸倒引当金戻入額 | 17,639,388 |
| 支払利息 | 39,447,902 | その他 | 28,044,787 |
| 固定資産除却損 | 15,724,435 | | |
| その他 | 2,007,123 | 特別利益 | 47,495,000 |
| | | 補助金収入 | 47,495,000 |
| 特別損失 | 45,876,000 | | |
| 固定資産圧縮損 | 45,876,000 | | |
| 合計 | 17,072,595,511 | 合計 | 17,863,127,696 |
| | | 税引前当期純利益 | 790,532,185 |
| | | 法人税、住民税及び事業税 | 182,634,609 |
| | | 法人税等調整額 | 52,546,481 |
| | | 当期純利益 | 555,351,095 |
| | | 前期繰越利益剰余金 | 6,739,924,452 |
| | | 繰越利益剰余金 | 7,295,275,547 |

※神戸市からの収入

(1)補助金　842,362千円

(2)受託料　3,508,062千円

## （２）貸借対照表

（令和7年3月31日現在、単位:円）

| 資　産　の　部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
| 流動資産 | 19,782,805,049 | （負債の部） | 44,932,761,247 |
| 現金及び預金 | 11,554,005,973 | 流動負債 | 9,362,972,414 |
| 営業未収金等 | 5,331,787,291 | 営業未払金 | 6,875,618,987 |
| 貯蔵品 | 356,538,111 | 1年内返済長期借入金 | 2,111,111,973 |
| 未収入金 | 1,496,433,483 | リース債務 | 950,400 |
| 前払費用 | 64,491,856 | 未払金 | 161,798,375 |
| 未収消費税等 | 648,436,014 | 未払費用 | 8,942,100 |
| その他 | 331,112,321 | 未払法人税等 | 88,720,200 |
| | | 前受収益 | 31,696,096 |
| 固定資産 | 34,211,201,445 | 賞与引当金 | 51,738,893 |
| 有形固定資産 | 29,756,628,789 | その他 | 32,395,390 |
| 建物 | 7,497,894,613 | | |
| 構築物 | 5,358,386,911 | 固定負債 | 35,569,788,833 |
| 機械及び装置 | 11,576,537,616 | 長期借入金 | 31,071,865,389 |
| 工具、器具及び備品 | 547,652,772 | リース債務 | 3,247,200 |
| リース資産 | 3,688,799 | 長期預り敷金保証金 | 4,339,214,952 |
| 建設仮勘定 | 4,772,468,078 | 退職給付引当金 | 155,461,292 |
| 無形固定資産 | 123,512,334 | | |
| ソフトウェア | 5,578,401 | （純資産の部） | 9,061,245,247 |
| 施設利用権 | 72,061,230 | 株主資本 | 8,755,275,547 |
| 無形固定資産仮勘定 | 45,872,703 | 資本金 | 730,000,000 |
| 投資その他の資産 | 4,331,060,322 | 資本剰余金 | 730,000,000 |
| 長期性預金 | 2,000,000,000 | 資本準備金 | 730,000,000 |
| 投資有価証券 | 1,183,336,379 | 利益剰余金 | 7,295,275,547 |
| 差入敷金保証金 | 908,704,391 | その他利益剰余金 | 7,295,275,547 |
| 長期前払費用 | 39,397,269 | 繰越利益剰余金 | 7,295,275,547 |
| 繰延税金資産 | 199,622,283 | 評価・換算差額等 | 305,969,700 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 305,969,700 |
| 合　計 | 53,994,006,494 | 合　計 | 53,994,006,494 |

## （参考）損益明細書

### （１）収入内訳表

（単位:円）

| 区　分 | 合　計 | 内　訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業収入 | 受託収入 | 補助金収入 | その他 |
| 営業収入 | 17,694,684,828 | 13,151,330,079 | 4,529,420,101 | － | 13,934,648 |
| 埠頭営業収入 | 13,151,330,079 | 13,151,330,079 | － | － | － |
| 営業雑収入 | 4,543,354,749 | － | 4,529,420,101 | － | 13,934,648 |
| 受取利息 | 14,578,221 | － | － | － | 14,578,221 |
| 有価証券利息 | 2,552,472 | － | － | － | 2,552,472 |
| 受取配当金 | 41,328,000 | － | － | － | 41,328,000 |
| 業務受託収入 | 16,805,000 | － | 16,805,000 | － | － |
| その他 | 45,684,175 | － | － | － | 45,684,175 |
| 補助金収入 | 47,495,000 | － | － | 47,495,000 | － |
| | 17,863,127,696 | 13,151,330,079 | 4,546,225,101 | 47,495,000 | 118,077,516 |

### （２）支出内訳表

（単位:円）

| 区　分 | 合　計 | 内　訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 人件費 | 物件費 | 減価償却費 | その他 |
| 営業支出 | 16,969,540,051 | 1,047,908,238 | 13,352,074,409 | 2,426,028,283 | 143,529,121 |
| 業務管理費 | 10,581,093,149 | 473,957,692 | 10,107,135,457 | － | － |
| 維持修繕費 | 1,722,920,705 | － | 1,722,920,705 | － | － |
| 減価償却費 | 2,418,242,567 | － | － | 2,418,242,567 | － |
| 租税公課 | 113,808,434 | － | － | － | 113,808,434 |
| その他 | 106,978 | － | 106,978 | － | － |
| 販売費及び一般管理費 | 2,133,368,218 | 573,950,546 | 1,521,911,269 | 7,785,716 | 29,720,687 |
| 支払利息 | 39,447,902 | － | － | － | 39,447,902 |
| 固定資産除却損 | 15,724,435 | － | － | － | 15,724,435 |
| その他 | 2,007,123 | － | － | － | 2,007,123 |
| 固定資産圧縮損 | 45,876,000 | － | － | － | 45,876,000 |
| | 17,072,595,511 | 1,047,908,238 | 13,352,074,409 | 2,426,028,283 | 246,584,581 |

以上により、営業収入として 176 億 9,468 万円、営業支出として 169 億 6,954 万円を計上した結果、収支差は 7 億 2,514 万円となった。

# Ⅴ　令和７年度事業計画

## １　事業計画の概要

阪神港の港湾運営会社として、阪神港を取り巻く厳しい海運情勢やユーザーニーズを的確に把握し、集貨、創貨及び競争力強化を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策を進め、西日本のゲートウェイとして、国民生活や経済活動に必要不可欠である物流機能を安定的に確保していく。

阪神港の港勢の維持及び拡大に向けては、内航フィーダーネットワークを阪神港の重要なインフラと位置づけ、西日本をはじめ国内港湾間ネットワークを強化するとともに、外航船社の動向・ニーズを踏まえた集貨施策を進めていく。また、創貨施策として「食の輸出」を拡大するとともに、新たな貨物創出に向け複合ターミナルを検討していく。さらに、国際競争力強化を目指したコンテナターミナルの機能強化（再編及び拡張）を重点的に実施していく。

加えて、「CNP（カーボンニュートラルポート）形成」に向けたＧＸ（グリーントランスフォーメーション）の取り組みや「CONPAS（新・港湾情報システム）」をはじめとするターミナルの生産性を向上させるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の導入に取り組んでいく。

これらの施策を総合的に推進していくとともに、阪神港の利便性の確保や信頼性の向上、阪神港の港勢拡大を図るため、新たに策定した中期経営計画の施策に真摯に取り組んでいく。

### (1) 国際競争力の強化

#### ア　集貨施策の推進

重要な「インフラ」としての内航フィーダーネットワークのさらなる強化に向け、引き続き、国や阪神港の港湾管理者と内航船の輸送力維持・強化等、内航フィーダー事業者の船員不足等の実情を踏まえた支援を進めるとともに、西日本をはじめ日本海側エリアを含む地元港の港湾管理者等との連携を強化していく。

また、国際基幹航路（欧州・北米・中南米・アフリカ・大洋州航路）や東南アジア航路など、多方面・多頻度の直航サービスの誘致に向け、貨物のデータ等を更に活用しターゲット貨物を設定する等、効果的な集貨に取り組んでいく。

加えて国内荷主への阪神港の利便性や優位性の理解や認知を高めるため、効果的な広報・メディア戦略を検討し、今後の阪神港の利用促進に繋げていく。

【国際戦略港湾競争力強化対策事業メニュー】

外航航路誘致事業、物流改善支援事業、内航フィーダー航路維持・拡大事業、内航フィーダー貨物誘致事業、国内フェリー貨物誘致事業、日本諸港利用促進事業、トランシップ貨物誘致事業、リーファー輸出混載サービス誘致事業、農林水産品等・食品輸出促進事業等

（財源内訳）　　（単位：千円）

| 港湾管理者<br>（負担金） | 自主財源 | 計 |
|---|---|---|
| 970,000 | 970,000 | 1,940,000 |

**イ　創貨施策の推進**

政府一体となって取り組んでいる農林水産物や食品の輸出拡大に向けた施策として、引き続きセミナーや商談会の実施等、国内サプライヤーと海外バイヤーとのマッチングを進め、新たな商流の創出を図るため、地域商社と連携し海外での展示会の開拓を進めていく。

また、リーファーコンテナでの輸出機会創出に向け、従来のリーファー輸出混載サービス支援事業に加えて、新たに農水産品等食輸出促進事業を実施し、「食の輸出」促進に取り組んでいく。

貨物需要の創出に向けて、国・港湾管理者の方針を踏まえつつ、社会的要請や利用者のニーズを的確に捉えた複合ターミナルの形成など物流機能の強化に向けた検討を進めていく。具体的には、神戸港においては六甲アイランドにおける複合ターミナルの形成を国・港湾管理者とともに実施していく。

**ウ　ターミナルの高規格化、効率化の推進**

コンテナターミナルの更なる効率的かつ生産性の高い運用を目指し、ターミナルの一体利用等を推進させるとともに、高規格ガントリークレーンの整備やガントリークレーンの遠隔実証事業、ヤードの拡張、ターミナル取扱能力の向上のための整備等、コンテナターミナルの機能強化に向け、海外の先進ターミナルの調査研究も参考にしながら着実に取り組みを進めていく。

また、国や港湾管理者、各事業者等と連携し、「CONPAS」のサービスの普及を進め、阪神港全体への早期展開に向けて、国や港湾管理者と協力しシステム改修やCONPASの追加機能の検討を実施していく。

加えて、ガントリークレーンの突発的な故障の防止やライフサイクルコストの最小化を図るための「予防保全システム」のシステム構築や、災害時等の被害状況確認や施設の点検等へのドローンの活用、「社内システムの最適化」等、ＤＸ推進に向けた取り組みを拡大していく。

外航船社や海外のターミナルオペレーターが積極的に実施している脱炭素化に向けた取り組みを踏まえ、「選ばれ続ける港」となるため、CNPの形成に向け計画的に事業を推進していく。具体的には、国や港湾管理者、ターミナルオペレーターと連携して、次世代エネルギーである水素を燃料とする荷役機械導入を目指し、技術実証を進めるとともに、ターミナル及びガントリークレーンの照明のLED化を順次実施していく。

また、阪神港全体の CO2（二酸化炭素）排出量可視化の実現を進めるとともに、引き続き LNG（液化天然ガス）のバンカリング拠点形成事業を継続し、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を展開していく。

### (2) フェリー埠頭の活性化

「大阪・関西万博」の開催期間中や開催終了後におけるフェリーの旅客需要を喚起するため、港湾管理者と連携してプロモーション事業の実施等に対して支援していく。

また、フェリー埠頭の利便性の向上を図るとともに、船舶大型化等に対応したターミナルの機能向上に引き続き取り組んでいく。

### (3) 埠頭施設の管理運営

コンテナ、ライナー、フェリーの各埠頭施設において、船舶大型化等のニーズに的確に対応した施設更新及び維持補修を計画的に進め、安全かつ利便性の高い埠頭施設の提供に、引き続き取り組んでいく。

### (4) 経営基盤の強化

今後、維持管理費の増大が見込まれ、経営に大きな影響を及ぼすことが予想されるため、長期的な収支を踏まえた事業実施や維持補修の計画的執行によるトータルコストの削減等に取り組むとともに、イベントリスクに対応できる内部留保の確保、経営基盤の強化に向けた取り組みを進めていく。

### (5) 海外港湾の運営等

阪神港の港湾運営会社として培ってきた経験、技術、知見を活用し、カンボジア　王国シハヌークビル港の運営に協力していく。特に、シハヌークビル港湾公社(PAS)との人的、技術的交流などを通じて、引き続き情報交換や知見の共有等を進めていく。

### (6)情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策について、国やステークホルダーとともに、情報共有対策の強化や有事の際の対応の検討を進めていく。

### (7) 人材育成と組織づくり

当社の社員育成方針（キャリアプラン）に基づき、短期、中長期的な観点から計画的に研修を実施し、社員個人の成長と組織の持続的成長につなげていく。

また、人事評価制度等必要な取り組みを継続して実施し、社内規程等についても全社員に浸透するよう繰り返し周知を行うなど、引き続きコンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化を図り、社員が働きやすい組織づくりを進めていく。

## ２　事業計画

### （１）管理運営計画

令和７年度のコンテナ埠頭、ライナー埠頭及びフェリー埠頭に係る管理運営計画は、下記のとおりである。

〈ポートアイランド　コンテナ船埠頭〉

| バース名 | 埠頭借受者 | バース総面積 | 岸壁水深・延長 |
|---|---|---|---|
| PC-13 | ㈱日新 | 136,055㎡ | -15m 350m |
| PC-14 | 工事中 | 123,380㎡ | -15m 350m |
| PC-15 | ㈱商船三井、㈱住友倉庫、山九㈱<br>ニッケル.エンド.ライオンス㈱ | 129,440㎡ | -15m 350m<br>-16m 350m |
| PC-16 | | 122,500㎡ | -16m 350m |
| PC-17 | | 122,500㎡ | -16m 350m |
| PC-17南 | 井本商運㈱、商船港運㈱ | 7,000㎡ | -16m 100m |
| PC-18 | ㈱上組 | 356,387㎡ | -16m 400m<br>-15m 350m |
| PI-I | | | -12m 240m |
| PI-J | | | -12m 240m |
| PI-K | | | -12m 220m |

〈六甲アイランド　コンテナ船埠頭〉

| バース名 | 埠頭借受者 | バース総面積 | 岸壁水深・延長 |
|---|---|---|---|
| RC-2 | 三井倉庫㈱ | 132,300㎡ | -13m 350m |
| RC-4 | 川崎汽船㈱<br>三菱倉庫㈱ | 259,700㎡ | -14m 700m |
| RC-5 | | 129,850㎡ | -14m 350m |
| RC-6 | 日本郵船㈱ | 151,600㎡ | -16m 400m |
| RC-7 | | 141,640㎡ | -16m 400m |
| RS-B | ㈱ユニエツクスNCT | 42,703㎡ | -13m 220m |
| RS-C | | 29,841㎡ | -13m 130m |

〈ポートアイランド　一般外航貨物定期船埠頭〉

| バース名 | 埠頭借受者 | バース総面積 | 岸壁水深・延長 |
|---|---|---|---|
| PL-1 | ㈱上組 | 18,000㎡ | -10m 200m |
| PL-2 | 日本通運㈱ | 18,000㎡ | -10m 200m |
| PL-3 | 澁澤倉庫㈱ | 20,859㎡ | -10m 200m |
| PL-4 | ㈱上組 | 17,552㎡ | -10m 200m |
| PL-5 | ㈱辰巳商会 | 18,000㎡ | -10m 200m |
| PL-6 | ㈱住友倉庫 | 18,000㎡ | -10m 200m |
| PL-7 | ㈱大森廻漕店 | 18,000㎡ | -10m 200m |
| PL-8 | ㈱日新 | 18,200㎡ | -10m 200m |
| PL-9 | 大洋運輸㈱ | 18,000㎡ | -10m 200m |
| PL-10 | ㈱神和 | 22,300㎡ | -10m 200m |
| PL-11 | ㈱日新 | 18,000㎡ | -10m 200m |
| PL-12 | ニッケル.エンド.ライオンス㈱ | 18,000㎡ | -10m 200m |
| PL-13 | ㈱日新 | 18,000㎡ | -10m 200m |
| PL-14 | 山九㈱ | 18,000㎡ | -10m 200m |
| PL-15 | トレーディア㈱ | 18,340㎡ | -10m 200m |

〈六甲アイランド　フェリー埠頭〉

| バース名 | 埠頭借受者 | バース総面積 | 岸壁水深・延長 |
|---|---|---|---|
| RF-1 | ㈱商船三井さんふらわあ | 17,390㎡ | -7.5m 193m |
| RF-2 | 阪九フェリー㈱ | 24,920㎡ | -9.0m 266m |
| RF-3 | 四国開発フェリー㈱ | 22,690㎡ | -8.5m 238m |

〈夢洲・南港　コンテナ船埠頭〉

| バース名 | 埠頭借受者 | バース総面積 | 岸壁水深・延長 |
|---|---|---|---|
| C-1 | ㈱辰巳商会 | 104,152㎡ | -13.5m 350m |
| C-2 | ㈱商船三井 | 105,044㎡ | -13.5m 350m |
| C-3 | ㈱辰巳商会 | 104,610㎡ | -13.5m 350m |
| C-4 | ㈱辰巳商会 | 119,999㎡ | -13.5m 350m |
| C-8 | 川崎汽船㈱<br>㈱上組 | 126,062㎡ | -14m 350m |
| C-9 | 三菱倉庫㈱<br>三井倉庫港運㈱ | 129,959㎡ | -13m 350m |
| C-10 | 夢洲コンテナターミナル㈱ | 165,800㎡ | -15m 350m |
| C-11 | エバーグリーンライン<br>夢洲コンテナターミナル㈱ | 175,000㎡ | -15m 350m |
| C-12 | 夢洲コンテナターミナル㈱ | 249,578㎡ | -16m 650m |

〈南港　一般外航貨物定期船埠頭〉

| バース名 | 埠頭借受者 | バース総面積 | 岸壁水深・延長 |
|---|---|---|---|
| L-1 | 鴻池運輸㈱<br>㈱住友倉庫 | 18,000㎡ | -10m 200m |
| L-2 | ㈱日新 | 18,000㎡ | -10m 200m |
| L-3 | ㈱上組 | 18,000㎡ | -10m 200m |
| L-4※ | ㈱辰巳商会 | － | -10m 250m |
| L-5 | 山九㈱ | 18,963㎡ | -10m 250m |
| L-6 | 澁澤倉庫㈱<br>三菱倉庫㈱ | 18,501㎡ | -10m 230m |
| L-7 | 日本通運㈱<br>藤原運輸㈱<br>日鉄物流大阪㈱ | 18,529㎡ | -10m 230m |

※岸壁のみ管理運営

〈南港　国際フェリー埠頭〉

| バース名 | 埠頭借受者 | バース総面積 | 岸壁水深・延長 |
|---|---|---|---|
| KF-1 | 日中国際フェリー㈱、<br>㈱サンスターライン、㈱上組、<br>日本通運㈱ | 29,390㎡ | -10m 225m |
| KF-2 | | | -10m 225m |

〈南港　フェリー埠頭〉

| バース名 | 埠頭借受者 | バース総面積 | 岸壁水深・延長 |
|---|---|---|---|
| F-1 | ㈱名門大洋フェリー | 68,663㎡ | -7.5m 230m |
| F-2 | ― | | ― |
| F-3 | 四国開発フェリー㈱ | | -7.5m 250m |
| F-4 | ㈱名門大洋フェリー | | -7.5m 250m |
| R-4 | ㈱商船三井さんふらわあ | 76,868㎡ | -10m～-12m<br>520m |
| R-5 | | | |

（２）投資計画

令和７年度の主な投資の計画は、下記のとおりである。

（単位:百万円、税込）

<table>
<tr><th></th><th>地区名</th><th>内　容</th><th>実施額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">貸付金事業</td><td>ポートアイランド</td><td>ヤード整備　等</td><td rowspan="4">11,878</td></tr>
<tr><td>六甲アイランド</td><td>照明設備　等</td></tr>
<tr><td>咲洲</td><td>電気設備　等</td></tr>
<tr><td>夢洲</td><td>荷役機械　等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">その他事業</td><td>ポートアイランド</td><td>荷役機械　等</td><td rowspan="4">1,264</td></tr>
<tr><td>六甲アイランド</td><td>ヤード整備　等</td></tr>
<tr><td>咲洲</td><td>電気設備　等</td></tr>
<tr><td>夢洲</td><td>ヤード整備　等</td></tr>
<tr><td colspan="3">合　　計</td><td>13,142</td></tr>
</table>

## ３　予定損益計算書・予定貸借対照表

### （１）予定損益計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、単位：千円）

| 費用の部 | | 収益の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 営業費用 | 16,956,680 | 営業収益 | 19,231,438 |
| 業務管理費 | 11,194,199 | 埠頭営業収入 | 13,855,210 |
| 維持修繕費 | 2,712,025 | 営業雑収入 | 5,376,228 |
| 減価償却費 | 2,858,316 | | |
| 租税公課 | 191,840 | 営業外収益 | 87,217 |
| その他 | 300 | 受取利息 | 4,500 |
| | | 有価証券利息 | 8,254 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,266,457 | 受取配当金 | 40,311 |
| | | 業務受託収入 | 17,147 |
| 営業外費用 | 63,638 | その他 | 17,005 |
| 支払利息 | 63,638 | | |
| 合計 | 19,286,775 | 合計 | 19,318,655 |
| | | 税引前当期純利益 | 31,880 |
| | | 法人税、住民税及び事業税 | 9,749 |
| | | 当期純利益 | 22,131 |
| | | 前期繰越利益剰余金 | 7,295,275 |
| | | 繰越利益剰余金 | 7,317,406 |

※神戸市からの収入

(1)補助金　903,860千円

(2)受託料　3,307,201千円

## （２）予定貸借対照表

（令和8年3月31日現在、単位：千円）

| 資　産　の　部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
| 流動資産 | 21,111,319 | （負債の部） | 54,692,338 |
| 現金及び預金 | 8,724,459 | 流動負債 | 9,452,045 |
| 営業未収金等 | 5,390,443 | 営業未払金 | 6,926,721 |
| 有価証券 | 4,000,000 | 1年内返済長期借入金 | 2,237,806 |
| 貯蔵品 | 356,538 | リース債務 | 950 |
| 未収入金 | 1,521,985 | 未払金 | 161,798 |
| 前払費用 | 64,491 | 未払費用 | 8,942 |
| 未収法人税等 | 73,857 | 前受収益 | 31,696 |
| 未収消費税等 | 648,436 | 賞与引当金 | 51,738 |
| その他 | 331,110 | その他 | 32,394 |
| | | | |
| 固定資産 | 42,664,394 | 固定負債 | 45,240,293 |
| 有形固定資産 | 38,161,670 | 長期借入金 | 40,712,059 |
| 建物 | 11,479,477 | リース債務 | 3,247 |
| 構築物 | 9,750,995 | 長期預り敷金保証金 | 4,339,214 |
| 機械及び装置 | 14,521,478 | 退職給付引当金 | 185,773 |
| 工具、器具及び備品 | 666,635 | | |
| リース資産 | 3,689 | （純資産の部） | 9,083,375 |
| 建設仮勘定 | 1,739,396 | 株主資本 | 8,777,406 |
| 無形固定資産 | 112,865 | 資本金 | 730,000 |
| ソフトウェア | 47,483 | 資本剰余金 | 730,000 |
| 施設利用権 | 65,382 | 資本準備金 | 730,000 |
| 投資その他の資産 | 4,389,859 | 利益剰余金 | 7,317,406 |
| 長期性預金 | 2,000,000 | その他利益剰余金 | 7,317,406 |
| 投資有価証券 | 1,242,136 | 繰越利益剰余金 | 7,317,406 |
| 差入敷金保証金 | 908,704 | 評価・換算差額等 | 305,969 |
| 長期前払費用 | 39,397 | その他有価証券評価差額金 | 305,969 |
| 繰延税金資産 | 199,622 | | |
| 合　計 | 63,775,713 | 合　計 | 63,775,713 |

（参考）予定損益明細書

（１）収入内訳表

（単位:千円）

| 区　分 | 合　計 | 内　訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業収入 | 受託収入 | 補助金収入 | その他 |
| 営業収入 | 19,231,438 | 13,855,210 | 5,361,160 | － | 15,068 |
| 埠頭営業収入 | 13,855,210 | 13,855,210 | － | － | － |
| 営業雑収入 | 5,376,228 | － | 5,361,160 | － | 15,068 |
| 受取利息 | 4,500 | － | － | － | 4,500 |
| 有価証券利息 | 8,254 | － | － | － | 8,254 |
| 受取配当金 | 40,311 | － | － | － | 40,311 |
| 業務受託収入 | 17,147 | － | 17,147 | － | － |
| その他 | 17,005 | － | － | － | 17,005 |
| | 19,318,655 | 13,855,210 | 5,378,307 | － | 85,138 |

（２）支出内訳表

（単位:千円）

| 区　分 | 合　計 | 内　訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 人件費 | 物件費 | 減価償却費 | その他 |
| 営業支出 | 19,223,137 | 1,026,921 | 15,108,509 | 2,876,284 | 211,423 |
| 業務管理費 | 11,194,199 | 478,055 | 10,716,144 | － | － |
| 維持修繕費 | 2,712,025 | － | 2,712,025 | － | － |
| 減価償却費 | 2,858,316 | － | － | 2,858,316 | － |
| 租税公課 | 191,840 | － | － | － | 191,840 |
| その他 | 300 | － | 300 | － | － |
| 販売費及び一般管理費 | 2,266,457 | 548,866 | 1,680,040 | 17,968 | 19,583 |
| 支払利息 | 63,638 | － | － | － | 63,638 |
| | 19,286,775 | 1,026,921 | 15,108,509 | 2,876,284 | 275,061 |

以上により、営業収入として 192 億 3,143 万円、営業支出として 192 億 2,313 万円を計上した結果、収支差は 830 万円を見込んでいる。

# Ⅵ　主要事業の推移（令和４年～令和６年）

## １　阪神港コンテナ個数

（単位：千TEU）

| | | | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 神戸港 | 外国貿易 | 輸出 | 1,207 | 1,167 | 1,152 |
| | | 輸入 | 1,047 | 1,024 | 981 |
| | | 計 | 2,253 | 2,191 | 2,133 |
| | 内国貿易 | 移出 | 269 | 282 | 250 |
| | | 移入 | 368 | 361 | 389 |
| | | 計 | 637 | 644 | 639 |
| | 計 | | 2,891 | 2,835 | 2,772 |
| 大阪港 | 外国貿易 | 輸出 | 986 | 919 | 914 |
| | | 輸入 | 1,145 | 1,062 | 1,111 |
| | | 計 | 2,130 | 1,981 | 2,025 |
| | 内国貿易 | 移出 | 181 | 172 | 210 |
| | | 移入 | 80 | 85 | 81 |
| | | 計 | 261 | 257 | 291 |
| | 計 | | 2,391 | 2,238 | 2,316 |
| 阪神港　合計 | | | 5,282 | 5,073 | 5,088 |

（注1）単位未満の数を四捨五入したため，総数と内訳の計が一致しないことがある。

（注2）令和6年の数値は速報値である。

## 2　阪神港取扱貨物量

（単位：千トン）

| | | | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 神戸港 | 外国貿易 | 輸出 | 23,053 | 21,799 | 21,286 |
| | | 輸入 | 29,504 | 28,529 | 28,766 |
| | | 計 | 52,557 | 50,329 | 50,052 |
| | 内国貿易 | 移出 | 16,165 | 17,615 | 17,893 |
| | | 移入 | 22,912 | 24,114 | 25,028 |
| | | 計 | 39,077 | 41,729 | 42,921 |
| | 計 | | 91,634 | 92,058 | 92,974 |
| 大阪港 | 外国貿易 | 輸出 | 8,494 | 8,340 | 8,575 |
| | | 輸入 | 25,871 | 25,139 | 26,179 |
| | | 計 | 34,365 | 33,479 | 34,754 |
| | 内国貿易 | 移出 | 22,476 | 21,098 | 22,675 |
| | | 移入 | 28,727 | 27,921 | 28,142 |
| | | 計 | 51,203 | 49,019 | 50,817 |
| | 計 | | 85,568 | 82,498 | 85,571 |
| 阪神港　合計 | | | 177,202 | 174,556 | 178,545 |

（注1）単位未満の数を四捨五入したため，総数と内訳の計が一致しないことがある。

（注2）令和6年の数値は速報値である。

※内国貿易のうち、フェリー貨物分　（単位：千トン）

| | | | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 神戸港 | 内国貿易（フェリー貨物） | 移出 | 10,703 | 11,015 | 12,000 |
| | | 移入 | 13,665 | 14,623 | 15,396 |
| | | 計 | 24,368 | 25,638 | 27,326 |
| 大阪港 | 内国貿易（フェリー貨物） | 移出 | 16,337 | 6,590 | 6,770 |
| | | 移入 | 18,302 | 9,743 | 9,811 |
| | | 計 | 34,638 | 16,333 | 16,581 |
| 阪神港　合計 | | | 59,006 | 41,971 | 43,907 |

（注1）単位未満の数を四捨五入したため，総数と内訳の計が一致しないことがある。

（注2）令和6年の数値は速報値である。

（注3）令和5年より大阪港の集計方法変更（シャーシ貨物量を含まない）

## ３　阪神港内航フェリー埠頭利用実績

| | | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---|---|---|---|---|
| 神戸港 | 入港隻数(隻) | 2,695 | 2,682 | 2,681 |
| 大阪港 | 入港隻数(隻) | 1,809 | 1,798 | 1,786 |
| 阪神港合計 | | 4,504 | 4,480 | 4,467 |
| | | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 神戸港 | 旅　客(人) | 486,610 | 594,883 | 832,000 |
| 大阪港 | 旅　客(人) | 787,585 | 1,029,350 | 1,103,733 |
| 阪神港合計 | | 1,274,195 | 1,624,233 | 1,935,733 |
| | | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 神戸港 | 車　両(台) | 305,604 | 330,456 | 363,888 |
| 大阪港 | 車　両(台) | 604,323 | 390,972 | 403,676 |
| 阪神港合計 | | 909,927 | 721,428 | 363,888 |

（注1）令和6年の数値は速報値である。

（注2）令和5年より大阪港の集計方法変更（車両（台）にシャーシ台数を含まない。）

## （参考）財務状況推移

（単位：千円）

| | | | | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | R5→R6増減 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 損益計算書（P／L） | 営業利益 | | | 996,143 | 1,088,010 | 725,144 | △ 362,866 |
| | | 営業収益 | | 13,252,746 | 18,653,702 | 17,694,684 | △ 959,018 |
| | | 営業費用 | | 12,256,603 | 17,565,691 | 16,969,540 | △ 596,151 |
| | | | うち販売費及び一般管理費 | 1,943,092 | 2,153,840 | 2,133,368 | △ 20,472 |
| | | | うち人件費 | 959,477 | 1,001,700 | 1,047,908 | 46,208 |
| | | | うち減価償却費 | 1,908,661 | 2,026,047 | 2,426,028 | 399,981 |
| | 営業外利益 | | | 27,769 | 32,007 | 63,768 | 31,761 |
| | | 営業外収益 | | 82,075 | 76,378 | 120,947 | 44,569 |
| | | 営業外費用 | | 54,306 | 44,370 | 57,179 | 12,809 |
| | | | うち支払利息 | 29,883 | 36,990 | 39,447 | 2,457 |
| | 経常利益 | | | 1,023,912 | 1,120,018 | 788,913 | △ 331,105 |
| | 特別利益 | | | 0 | 0 | 1,619 | 1,619 |
| | | 特別利益 | | 0 | 817,272 | 47,495 | △ 769,777 |
| | | 特別損失 | | 0 | 817,272 | 45,876 | △ 771,396 |
| | 法人税等 | | | 319,731 | 338,625 | 235,181 | △ 103,444 |
| | 当期純利益 | | | 704,181 | 781,393 | 555,351 | △ 226,042 |
| | 前期繰越利益剰余金 | | | 5,105,651 | 5,809,832 | 6,739,924 | 930,092 |
| | 繰越利益剰余金 | | | 5,809,832 | 6,591,225 | 7,295,275 | 704,050 |
| 貸借対照表（B／S） | 資産合計 | | | 45,477,965 | 50,874,883 | 53,994,006 | 3,119,123 |
| | | 流動資産 | | 17,130,491 | 21,921,257 | 19,782,805 | △ 2,138,452 |
| | | 固定資産 | | 28,347,473 | 28,953,625 | 34,211,201 | 5,257,576 |
| | | | うち建物 | 1,845,010 | 4,980,332 | 7,497,894 | 2,517,562 |
| | 負債合計 | | | 37,890,026 | 42,485,349 | 44,932,761 | 2,447,412 |
| | | 流動負債 | | 5,857,246 | 10,440,423 | 9,362,972 | △ 1,077,451 |
| | | | うち短期借入金 | 1,622,759 | 1,808,832 | 2,111,111 | 302,279 |
| | | 固定負債 | | 32,032,780 | 32,044,925 | 35,569,788 | 3,524,863 |
| | | | うち長期借入金 | 27,361,809 | 27,522,977 | 31,071,865 | 3,548,888 |
| | 純資産合計 | | | 7,587,938 | 8,389,534 | 9,061,245 | 671,711 |
| | | 株主資本 | | 7,269,832 | 8,051,225 | 8,755,275 | 704,050 |
| | | | 資本金 | 730,000 | 730,000 | 730,000 | 0 |
| | | | 資本剰余金 | 730,000 | 730,000 | 730,000 | 0 |
| | | | 利益剰余金 | 5,809,832 | 6,591,225 | 7,295,275 | 704,050 |
| | | 評価換算差額等 | | 318,105 | 338,308 | 305,969 | △ 32,339 |

※ 表示単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、合計と一致しない場合がある。

# （参考）埠頭位置図

■凡例 Legend
コンテナ埠頭
一般外航貨物定期船埠頭
国際フェリー埠頭
内航フェリー埠頭
阪神港（神戸港）
Hanshin Port (Port of Kobe)
阪神港（大阪港）
Hanshin Port (Port of Osaka)
六甲アイランド
Rokko Island
RF-1
RF-2
RF-3
RC-2
RC-4
RC-5
S-B/C
RC-6
RC-7
PL-1
PL-2
PL-3
PL-4
PL-5
PL-6
PL-7
PL-8
PL-9
PL-10
PL-11
PL-12
PL-13
PC-13
PC-14
PC-15
PC-16
PC-17
PC-18
C1
C2
C3
C4
C8
C9
C10
C11
C12
KF1
KF2
R4
R5
L1
L2
L3
L4
L5
L6
L7
F1,F3,F4
1km